

## 業務の実施に当たって必要となる消耗品の一部

維持管理業務を実施するに当たって必要となる消耗品のうち、以下の物品については、管理事務所が支給をする。

1. 植生管理業務及び温室管理業務の植栽に必要となる物品  
(種、苗及び苗木、植え替え鉢、植栽土、肥料・農薬等)
2. 園内作業で使用する作業車等の燃料 (E 3 ガソリン、軽油)
3. 業務対象施設で使用するトイレットペーパー

